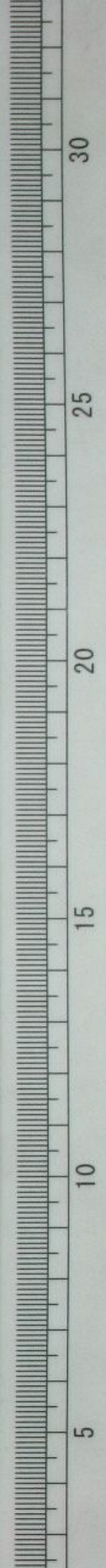


佛蘭西國條約並稅則

全

413  
676  
5







佛蘭為國條約茶稅則

大正十五年二月  
花房仙文郎氏寄贈

上海



13  
576  
5

佛蘭西皇帝と日本大君と伝道と結ひ兩國の人民  
交易と通しそ交際のゆくがごとく依てお互の爲利  
益ある交易の條約と定んと歎して佛蘭西皇帝よ  
りの全權の使節シユワンハベテイステルイスゴロノカニと  
せし日本大君と其事と水野筑後守永井玄蕃助  
井上伝造守榎藏助正若殿紀後守助と山崎花介令し  
双方委任の書と照應して其の條約と定むせり

一七



第一條

佛蘭西國と日本國と世々親睦ありし

佛蘭西國の日本小居留せし人々と日本におるく

能小扱ふ處し日本國の佛蘭西國小居留せし人々と

小扱ふ處し又能小扱ふ處し

第二條

佛蘭西國よりニストルと日本に江戸差紙し其小日本

の開きたる港へ佛蘭西國のコンシユル又は其代りの者

と差紙し日本に居留せし佛蘭西國のニストル亦

コンシユルゼ子ラールは日本國の部内と旅行せしる免許

ある處し

日本國より政事に就く役人とパレイスへ差紙し

日本國より佛蘭西國の港へ其歸の役人及び交易を受

めたる役人と差紙し其政事に就く役人及び其立



たる取締の役人を以て業為玉の部内を旅行せしむ

第三條

神奈川長崎箱館港及び村と安政六年七月十七日西

元一八百五十九年八月十五日 小松業為人交易の爲に開くをし

新浮港を以て港と用を難き事ありは日本西の

方より別ふ一つの港並小村と千分より九十五分の

後より一八百六十年一月一日 開くをし去庫港並小村と千分

より九十五分の後より一八百六十三年一月一日 開くをし

用をきたる港と以て業為人小松業と許せしむ

の地と一ヶ所ふして價と出し地とかり住宅倉庫と

建する事とも許せしむ是を建するに充てて要

害の場ふと取建屋のくはけ控とせしめん

為佛蘭西人家を建又は番詰する節は日本役人

時に見改む



仏業為人住宅倉庫と建る地々日本役人と佛蘭西  
コンシユルとお漢の上定むし

港々の定別も日本役人と佛業為コンシユルとお漢の  
上定むし

若漢定しつらき時を仏業為ニストルと日本政府  
と一ツ立お漢の上取申ふるし

佛蘭西人居留の場所(垣屏等)因と没けき出入

自在小まきし

佛業西人控安れ規程左の如し

神奈川より六ツ川筋と安れまきし  
その川は川筋と  
西川の回を至 其外

と十里と安れし

箱館と十里四方安れし

去庫も同様なり其あり一京師の方ハ何れ方より  
来るとも十里と安れし止むし



佛業船船の客運人と船客門筋と鐵座の〜人 （その門に  
を座）

（と大坂との間より） 里敷と波取又は河内河内より陸路に  
橋本のあふる川あり

酒渡り

長崎をまわ町の間圍ふりる所料取と限と云

新隊又は右小代る港松歩の規程は追々日本政府と佛

業船のミニストルとお積の上定む〜

只商賣と致さる間ふのみ仏業船人 （一月一日  
一九八〇年十二月）

江戸（在留者）〜 （一月一日  
一九八〇年十二月） より大坂（在留者）し

又右二ヶ所ふおの〜佛業船人日本の船と價と出し

備る〜一區の場所并波取の規程と追々日本政府

と佛業船のミニストルとお積の上定む〜

第四條

日本ふりる佛業船人自國の京方と積込に任作と

しそ居當の場亦〜美社と建るを妨るし



日本小吏の如く諸法の仕業は既に廢せり

第五條

日本に在る佛業爲人の間小吏海起る事ありハ  
ミストル又モコンシユル事あり

第六條

佛蘭爲人日本小對ハ其地の事ありハ佛業西  
コンシユル其地の法度と其地と

日本小佛業爲人小對ハ其地の事ありハ日本爲人  
其地の法度と其地と但し其地偏頗不  
く其地あり

第七條

佛業爲人日本小對ハ其地の事ありハ  
佛業爲人コンシユル事ありハ其地の法度と  
其地と又日本小佛業爲人



小對一併に河一は其の如くを事一と若其の如く  
るは其の中を吟味し其意小を事一を一若其業の  
コシユルを事一為る事一と日本言及の助と仰りお疾  
のこを事一を一

第八條

佛業為人日本の開きたる港一におりて自國の品物  
と勿論他國の品物一も商賣いこまじり若し  
うへといへとも日本禁止の品物と商賣いたまは  
り日本の開きたる港より自國又は他國の品物  
と持の商賣いこまじり若しかりを事一と  
めたる通り小運上と出ま

或は日本政府並に外國人の外賣店の一  
佛業為人日本人と何れも一は日本政人  
くして賣買若しかり代令と拂ふ節も同様



たる所し

日本人何人少くも佛業為人と品物賣買且  
所持するもの若しかく日本にあり佛業為人  
日本に殊民と應るべき所ありし

第九條

此後定たる商法と條約の通する處し此條約并  
少交易の法と十分少なり為の規律と全被せん  
と要せんは佛業為ミニストルと日本言及し議定せし

應

第十條

日本禁制の品持渡するはため又も偽りて運ぶと  
出さるる事と防ぐため日本政府少く港に控  
と立居し條約又は交易の規則とせしむるもの  
と料又と所持し日本政府ト立居し

凡



第十一條

佛業為船日本の國に於たる港に來る時を先之の  
之の勝手小雇ふるに佛業為人賃材并運上掛  
海の上より出帆の節港外と認め先業内は勝手に  
雇ふるに

第十二條

佛業為人持渡りたる品物運上納海出で日本沒人  
より清丸書と認め外國たる港に持り賣掛付の時  
運上出さる及せん

第十三條

佛業為人日本に用きたる港に持渡りたる品物  
定例の運上掛ひし上は日本人國中に持りしるも  
運上取立しるなり

第十四條

七九



外國の貨幣日本に少くも通用したることを一として通用  
る日本の貨幣と和金の貨幣を合して金銀と銀とを  
合して一

公業商人日本人との商賣に日本に貨幣と外國の  
貨幣と取交用にして一

日本人外國の貨幣を慣としては交易に初發し通用  
する日本貨幣と外國貨幣とを合せ及ぶして公業西  
人への金銀と一日本通用金銀と外國に金銀を  
持ち事若し一のものも日本同様と貨幣に  
換へたる金銀を持ち居るもの

第十五條

佛業商人品物持渡運上と少くも押せんが爲に銀  
と減したることを日本に及人等と改めお金の價  
と付るし公業商人を價少く由りせばを價と少



一も賦せらるるものあり日本及び船中買入船ししもの  
是と看む時と付たる候は後て運上と納む船し

第十六條

佛蘭西船雜船又ち雜船は逢日本此地に漂着のし  
たると日本役人承りしは成丈其人と教ひ置候意を加  
えあけ港より佛業為のコンシユル送るべし

第十七條

佛業為の軍艦は屬したる所要の品は運上あり  
本門並に相館長崎の庫に入置佛業為の人も  
若し日本及外國人の賣拂ふ時と買入たる人  
り外不同に日本及び運上と出候べし

第十八條

日本人佛業為人の信材と拂を以て出候  
たしきり第に日本役人吟味しし拂方ししは



し

佛業為人日本人の信託を拂ふに於て出奔し  
たしきる節とコミニユル旨とし拂方とせん  
し志の双方故人より其信託を償ふるは成さ  
るし

第十九條

以後何事にも外國人へ免許したる事は佛業を  
政府又ち佛業為人にも同種を免許するし

第二十條

今より九十日午年の後よりは其極めたる條約の  
内改むる事何れは日本政府又ち佛業を政府より  
一年前よりせせ並双方談判の上改むるし

第二十一條

佛業をニストル并小コミニユルより日本高官へ書面



よくを命ずり何は佛業為法と以てし  
日本よく連は解する為ふ又年の間を起る日本法其  
佛業為法よく思ひし

第二十二條

此條約本書と佛業為法皇帝自ら名と記し  
押し日本大君奥平して今より後一年は佛業為  
使節と日本委任の役人とはなすおのく五世を名し

此條約と佛業為法とは佛業為法と用ひ日本此に  
かふと係日本少ても和文と用ひ行かふと係しそ  
文意といつても同執るましそあはあまよく通する和  
業法の和文を双方より係たりも一係約は解のた  
きより何はそ業文と法院とましそ一の文を魯西亞  
英吉利亞墨利加條約と係たり和蘭陀法譯文と同義ん

安政六年七月十七日 西曆紀元一千八百二十九年 八月十日  
小島よりて本



五卷にせしめしむるもは條約の類とて目より批録しし  
其條約の爲安政六年九月三日江戸におわく前子載たる  
支國の全權は條約の各と記し調子あるもの也

水野筑後守花押

永井玄蕃頭同

井上信濃守同

堀 織部正同

岩瀬肥後守同

野々山 弍藏同



三  
税則

及書

三

三



日本開港たる港にふさわしく佛蘭西商民貿易の章程

第一則

日本開港の場所(佛蘭西商船入津次第二十日付中)

佛蘭西の四十八州(船員又も改定たるものより日本役所へ  
船目録を除く)

佛蘭西のコンシユルの後取書付と其出立書

以後の書付は佛蘭西の控通り認たる船目録

その外の書付は佛蘭西のコンシユル(改定たる後取書あり)



并ふ平者ともそ船の先出書と出さし

右に入庫の船の名を船の仕出し場の港の名順教

船司或は改立たる志の名系来り旅人の名

系船有く第と一船の業従人数と惣たるものよしと  
認め合ふ

書面の通お達する旨と船司或は改立たるもの

要書として控授うして商人の名前と認めたる

ものあり

同時にそ船積荷の若書と改所不致く

右とそ荷物の記号并は番付且そ自行数等と

送状と認し通し字し荷物口先の人々の名

と記せるものあり

船中用意の取柄の目録も若書に加ふる

但船中用意の取柄も書面の通お達する旨船有

又も改立たるもの要書しそ名あを記さし



此書書の文面お達の廉十二附佛茶の二十に附  
但日曜日と除くの中より八附

改るふおのくいこの料の沙法は及とん若を期限後より

なり書改りう又ち若書に書金とあるにあつては八十一

フランクの色料と日本改所(納む)し

積るお目録若書中へ載せらるふと陸揚せらるにあつ

ていそふ二まれ運上と日本改所(納む)し

私月或はた立たるもの入港の多敷個方お書書の期限

後り時とる料とて一日急る毎ふ二百二十フランク

の色料と日本改所(納む)し

### 第二則

日本政府よりしる港内入庫の船軍艦と小運上方

改の改人系終する後尚統たてし

系終のもの直は右改人お對し不致せし丁寧にな

扱しし船中へ必支お當の用役とる人魚し



幕府は日本役所より許しあへして若御を  
のり

荷揚前船へ出入は荷物は番番戸をりにも幕府に  
日本役所と印或は平封し其の五席とあし  
雖し一紙一許しあへて是を用ふ又も後平封と破り  
不物と申出ホレ者はそせせり人あつた三百二十也  
の五種と日本役所へ送るし

日本役所へ尚純の若御書と出さるて若御と  
或はそ事と謀むるおは次の十條は定たる通取  
押へ日本役所へ送るし

若御の中積若御目録ふ載さるおくと取隠し並收納  
と減せん仕仕たるまいそふと日本役所へ送るし  
日本の國のさる港少く密賣買とあはれ勿論そ  
仕仕有く佛業船とそふと日本役所へ送るの上



此等のおもむき居るフランクの五料を納むし

修復のため入庫の船は運上あり積荷をば掻揚し

日本没所へ航ししととも花鋪仕事并は唐人

の法入用と相為の儀と出まじし

若くは荷物の内とを賣掛ふ時とを荷物丈を規定の通

日本没所へ運上と納むし

積荷と同港内の他船へ移す時と日本没入るるの上

事情明白にお分り免状と受る上は定の運上あり

阿片の輸入と抽割ある若く日本に商賣あり来る

佛業船阿片の量目之行以上船中にも持たざる

とてそと海量と日本商人と一且阿片と密賣

し或はそと事と謀る輩ハ阿片一斤あたりに八十フラン

クの五料と日本没所へ納むし

第三則



手物と送る荷重又は引受人の志より入庫の荷物と  
陸揚せしむるものも積荷の差出書と日本政府より  
出た書

手書面は荷重又は引受人の名を積送りたる  
船の名手物の記号書附を積荷の斤数と言ふ  
品の代料と思ふを想ふ言ふと手書面の末に  
認む書し

船と積出書付は持主又は引受人認むる積出書  
價と申する書面なく日本政府の規定ふられた  
る限り手物と送る積荷として移る名前を記す  
右の通積荷目録差出本の書数日本政府より差出  
右書付引合積荷用言ふ取相海運ハ手物と  
も日本政府所せ積りたる也

日本役人との通差出する手物の内或ハ懸付を定



或の通改むべし

若運上及所引上げ改る事有る時ハ輸入人の失費お掛  
まて成丈亦物の換せざる振よし改漕の上も素の如  
く其始末を一一を五個方格外時日と費さるるべし

荷主或は輸入人殆ど持交の品改漕及所より川渡

さうらひ其の輸入の途中

日本及所ト差出さるる  
以その事といふ

破壞損傷の

多しを付とときは商人より運上及所より五ヶ品

取扱ふ職業の廉潔あるその友人以上出金並組の大



させそ其物おとくに換し言と其刻は記し其記号番

数もに能書は徳込庫しを日本及人立合少くし或

組人等名を記しし右の汽札兼し持束の差出書

一添想言の内を以て為ししを條約第十六條の取

扱の通運上及所少く其扱ふ事有る處あり處より

法運上納海の後運上及所より陸揚ふ若は免許状



と渡すし

不物渡方運上役所少くも船中少くもそそ志代船子径とし  
輸出小極りたる所物と船よ輸送せらるる所度小運上  
役所(船名所物)の記号書付入る斤数量目性合并  
代料と記せる差出書付と出し書面の通御儀あり  
由と輸出入号記授としてそそ名あを認むるし

運上役所(差出)の船中(積込)たる所物并運上  
役所(差出)の船中(積込)たる所物并運上  
入るるは改の二日本役所(差出)し  
船中尚用の不又々系組旅客の尚用衣類亦運上  
役所(差出)とあさるし

第四則

出港手数と船中(積込)は日本十二時<sup>佛蒙西</sup>前運上  
役所(差出)の期限中亦手数通くせさるるし



五級と勿論なり——右の敷金止る事一何は日本  
商人より船司又も取立てる者并に船荷の出入人等  
之原中渡し佛業のコンシユルルヤを建てるし  
佛業の軍艦と入港出港運上筋の敷金及たるは  
運上商人并番兵も其構よりあり

仏業西飛御の爲に蒸氣船と入港出港の敷金と一日  
小し——日本に上陸する旅客并に船荷の出入の者並

差出——書面の敷金——といへども何れ及みも入港  
の及みも出港入港の敷金といへば

並に水食料も用之のため入港の鯨魚船或は薩船を積  
荷の者並と空人といへども若し積荷と賣掛りんを  
船主財と第一列の通定式輸入の敷金といへば

税則并に條約書中に船と唱ふるものはナウイル。バル。各  
ブリッキ。ゴウエレット。スループ。ワッヘル等と総ていふなり



第五則

日本運上役所の規則不違ひたる偽差出積荷目録  
と出積荷目録書小名紙とに記せる事は其記号を以て  
六百七十五フランクの色料と日本役所に納むべし

第六則

噸税を日本用港の場所おろしく佛業船商船より  
おとすことといふも其の規定の通り地元の運上役所に  
納むべし

其船の入港手数少片

八十一フランク

其船の出港手数少片

三十七フランク八十サンチム

其の免状少片

八フランク十サンチム

場所健康固状少片

八フランク十サンチム

其外の名書少片

八フランク十サンチム

第七則



惣て日本開港の場所へ陸揚せらるる物もよな左の運上  
目録小後いそ比の運上及び所小租税と納むるし

第一類

貨幣に造りたる金銀並に造りたる金銀苗  
用の衣被糸絨並に商賣のため小せらるる書籍  
何れも日本居留のため来る者の所持の品は限らず

右の品は運上あり

第二類

凡て船の造立修繕を供養或は船装のため小用ゆる  
品は鯨漁等の類  
陸揚食物の法類  
パン並小パンの粉  
生たる畜獸類  
石炭



家と遠くのための材木米穀蒸気の蒸機木綿及羊

毛の織物の

トタン 紙 錫 生絹

右の如くともみ分の運上を納むし

### 第三類

却て蒸酒或は醸し種々の製法少く造りたる

一切の酒類

右も三割み分の運上を納むし

### 第四類

凡て前條小羊とる如くは何小あつた式割の

運上を納むし

金銀貨幣棹柄の外如く日本に産し積荷とし

て輸出するものはみ分の運上を納むし

米並に麦は日本運向の佛業為人並に船客並



たるもの及船中旅客食料のための用意を共ふとも  
積荷として輸出する事と決する

佛業船船少く開きたる港小村としてし外國  
の穀物もして陸上せざる時々在庫あり再び輸出

せし

日本産する所の桐を日本要用の船に運ぶに  
公けの入れ少く賣渡す

神奈川と開港の後み年小なり日本或は佛業船政府  
の望み少く出港入港の税則と再議す

水野筑後守花押

永井玄蕃頭同

井上信濃守同

堀 織部正同

岩瀬肥後守同



一七

野々山莊藏同

大野山莊藏同

大野山莊藏同  
大野山莊藏同  
大野山莊藏同



早稲田大学図書館

011888000749